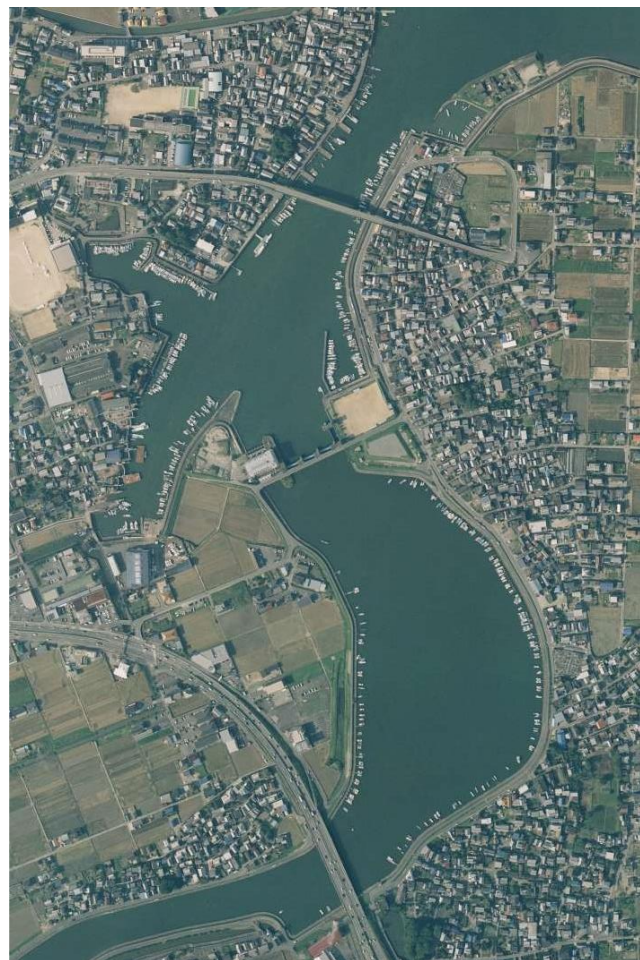


第19回 勢田川等水面利用対策協議会



昭和 50 年



平成 20 年



令和 2 年

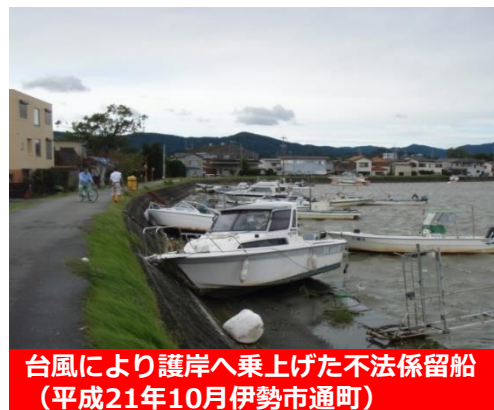
令和 6 年 2 月 1 6 日

勢田川等水面利用対策協議会による不法係留船対策の取組

▼不法係留船が引き起こす問題

不法係留船は、日常の管理が不十分であることが多く 様々な面で問題を引き起こすおそれがあります。

- ①洪水時の流下阻害
- ②船舶が流出した場合の護岸等他の施設への損傷
- ③津波や高潮により船舶が護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害
- ④油漏れによる水質事故
- ⑤他の水面利用者の自由使用の妨げ
- ⑥騒音、ゴミの不法投棄等による周辺住民の生活環境の悪化を招く など



▼勢田川等水面利用対策協議会の設立とこれまでの取組

勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港には、**951**隻（平成22年1月時点）の不法係留船が無秩序に係留されていました。そこで平成21年11月に地域住民の代表者や漁業関係者、行政が中心となり『勢田川等水面利用対策協議会』を設立し、不法係留船対策を進めてきました。これまでの取組により、不法係留船は**47**隻（令和5年12月時点）まで減少しました。今後も不法係留船ゼロを目指し、引き続き取組を進めていきます。

★勢田川不法係留船舶減少の状況（伊勢市一色町地先）



平成21年11月時点



令和3年2月時点

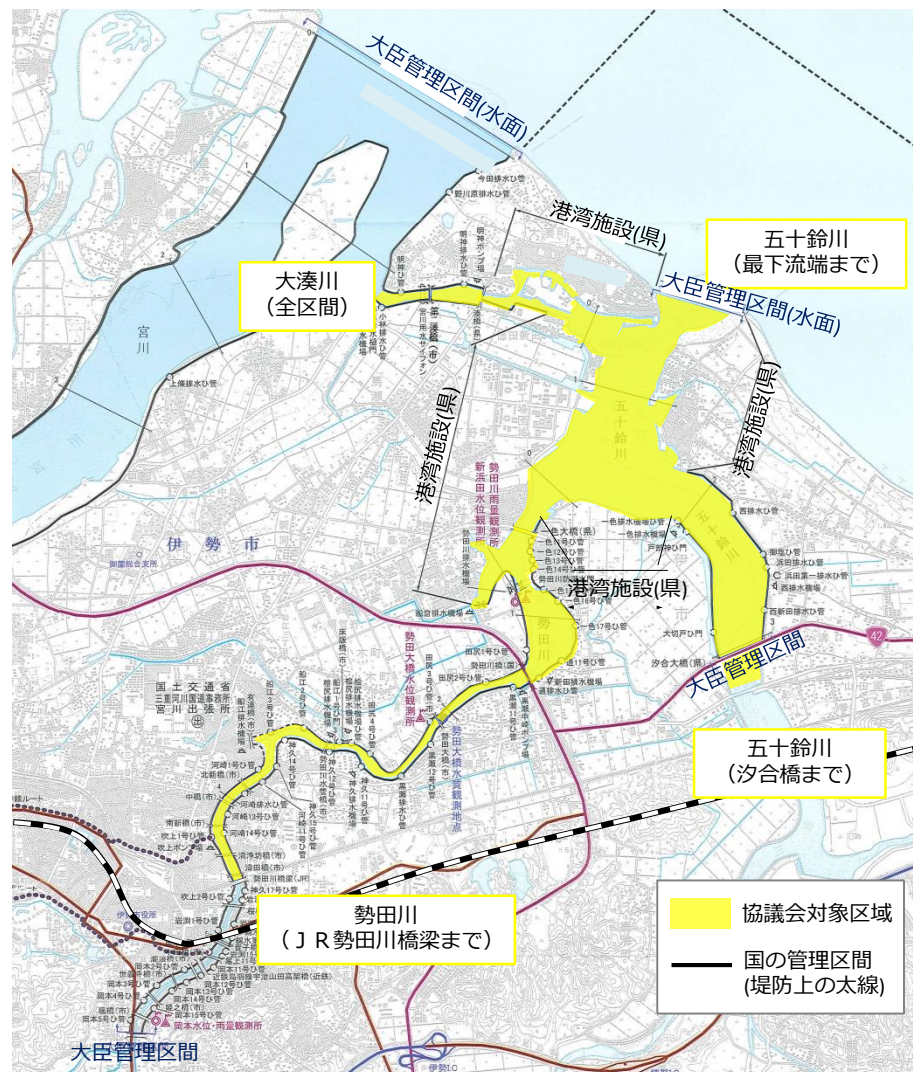
当初からの協議事項 | 協議会の協議事項

▼協議会において協議・検討していく 基本事項 (10項目)

- ① 対象区域 ※は今後の重点実施事項
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置 ※
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設 (確保増の取組強化等)
- ⑧ 重点的撤去区域の設定 (河川)
- ⑨ 放置等禁止区域の指定 (港湾) ※
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

▼協議会対象区域

五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と宇治山田港の港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設



報告事項 | 協議会の取組み

▼ 第8回から第15回協議会まで

- ◆ 平成29年度末までに受入先を確保
- ◆ 平成30年から排除に向けた手続き
「Ⅰ 係留場所の確保増」と「Ⅱ 係留対象船の減」を両輪とした対策を推進し、今後5年（令和元年度中）で解決を目指す。

▼ 第16回から第17回協議会まで

平成27年から「5年で解決」を目標に対策を推進してきましたが、解決には至らず。

引き続き、国土交通省及び水産庁による推進計画に合わせて令和4年度完了を目標に対策を推進。

令和4年度までの目標

- ◆ 排除に向けた手続き
「係留対象船の減」の対策を推進し、令和4年度中の解決を目指す。

▼ 第18回協議会の決定事項

- ◆ 新たに提案のあった係留場所は2箇所とも不承認となったため、提案者には是正指導を行う。
- ◆ 係留が認められる施設（候補地）2箇所は、課題を踏まえ、公募手続きも視野に入れ、占用主体の設立を調整していく。
- ◆ 候補地以外の新たな係留場所を認めていくには、前提条件や背景を整理したうえで、その都度協議会に諮っていく。

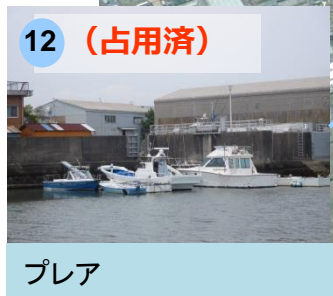
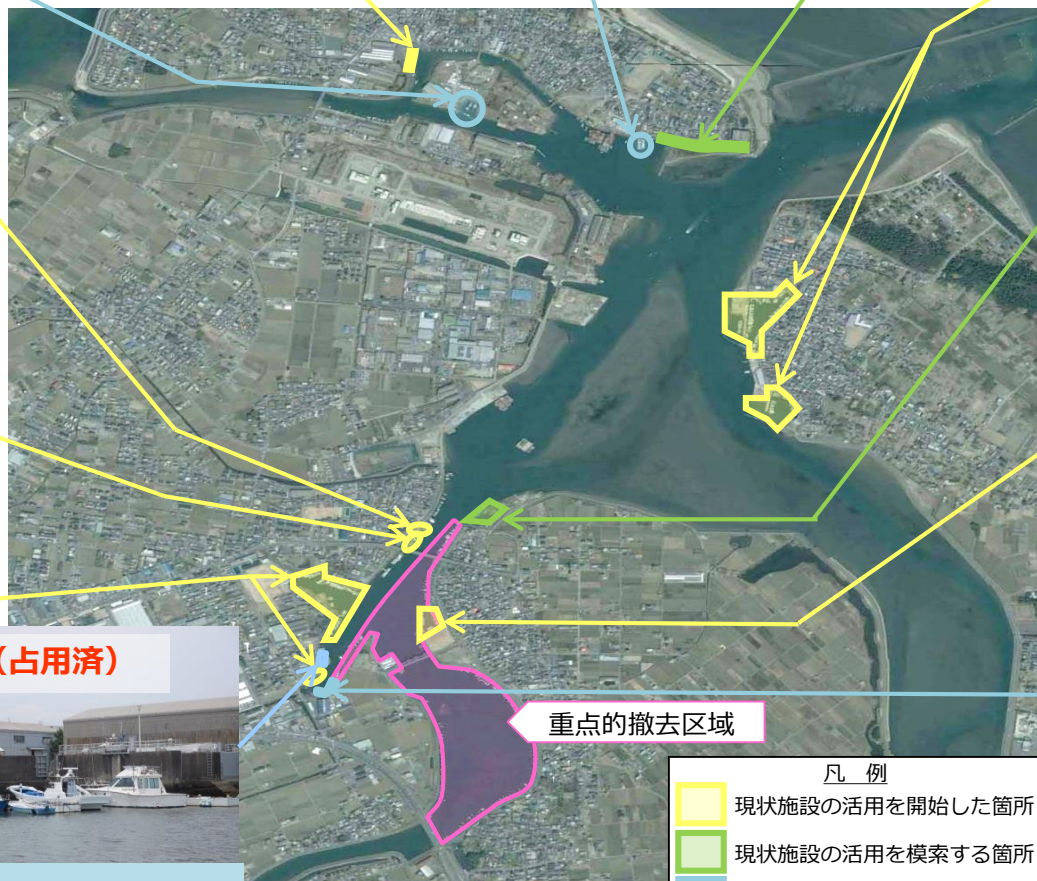
▼ 不法係留船ゼロに向けて

令和4年度以降の目標

[Ⅰ.係留場所の確保増]と[Ⅱ.係留対象船の減]を両輪とした対策を計画的に推進し、令和6年度までに不法係留船ゼロを目指します。

Ⅰ. 係留場所の確保増		Ⅱ. 係留対象船の減	
R4	R5	R6	
・ 現状施設の活用 ・ 新たな係留場所の模索 ・ 民間マリナーの活用 (占用エリアの拡大)	是正指導・強制撤去 ※4条件×の船舶から先行		
	・ 対面指導 ・ 注意、警告書送付 ・ 現地へ警告看板設置 ・ 所有者不明船の撤去 (簡易代執行)	・ 指示書交付 ↓ ・ 監督処分 ↓ ・ 行政代執行	

報告事項 | 係留場所の確保:係留が認められる施設



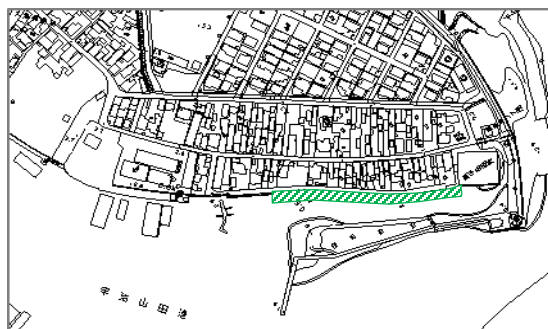
凡例

	現状施設の活用を開始した箇所
	現状施設の活用を模索する箇所
	民間事業者を活用する箇所

報告事項 | 係留場所の確保:係留が認められる施設

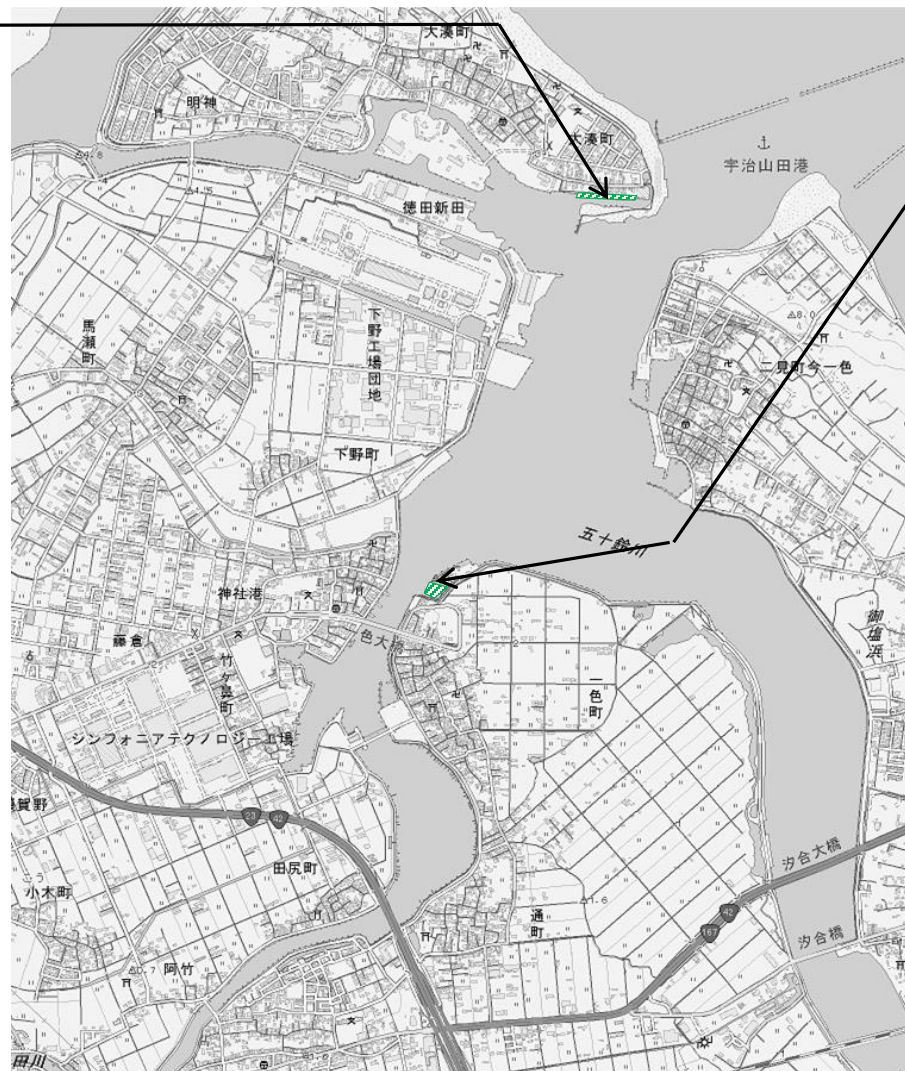
▼候補地④⑥の課題

④大湊川(五十鈴川合流点側)



【課題】
現地へのアクセス通路
及び駐車場が必要
 (現在、課題の解消に向け調整を行っている)

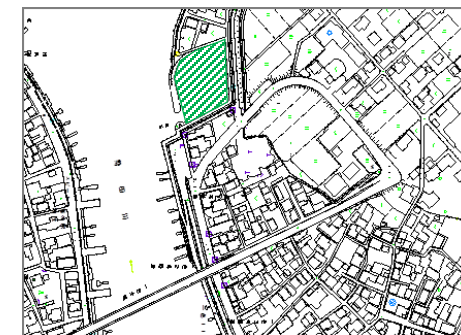
調整中



凡例

現状施設の活用を模索する箇所

⑥一色町物揚場施設

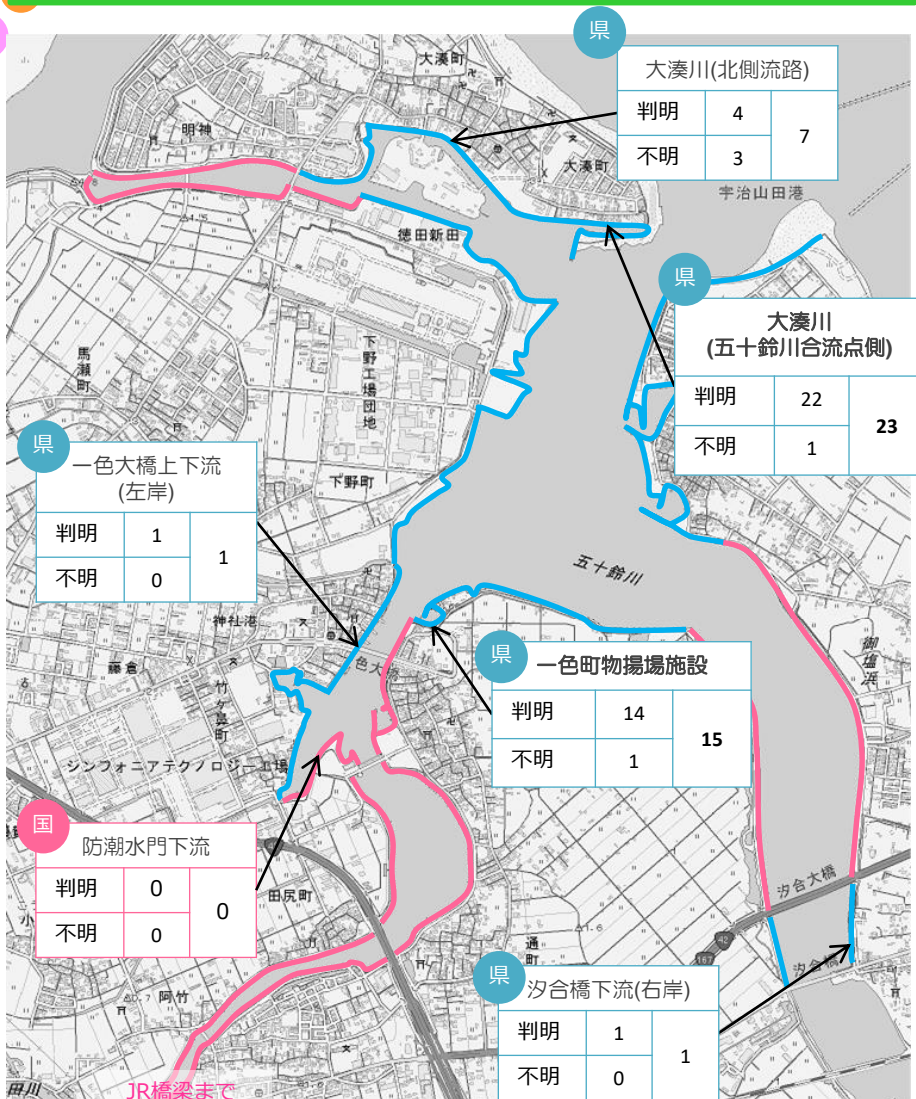


【課題】
水深が浅く、環境整備
備(浚渫等)が必要
 (現状では数隻程度しか係留できない)

調整が困難

報告事項 | 不法係留船舶実態調査

▼令和5年12月時点 (47隻)



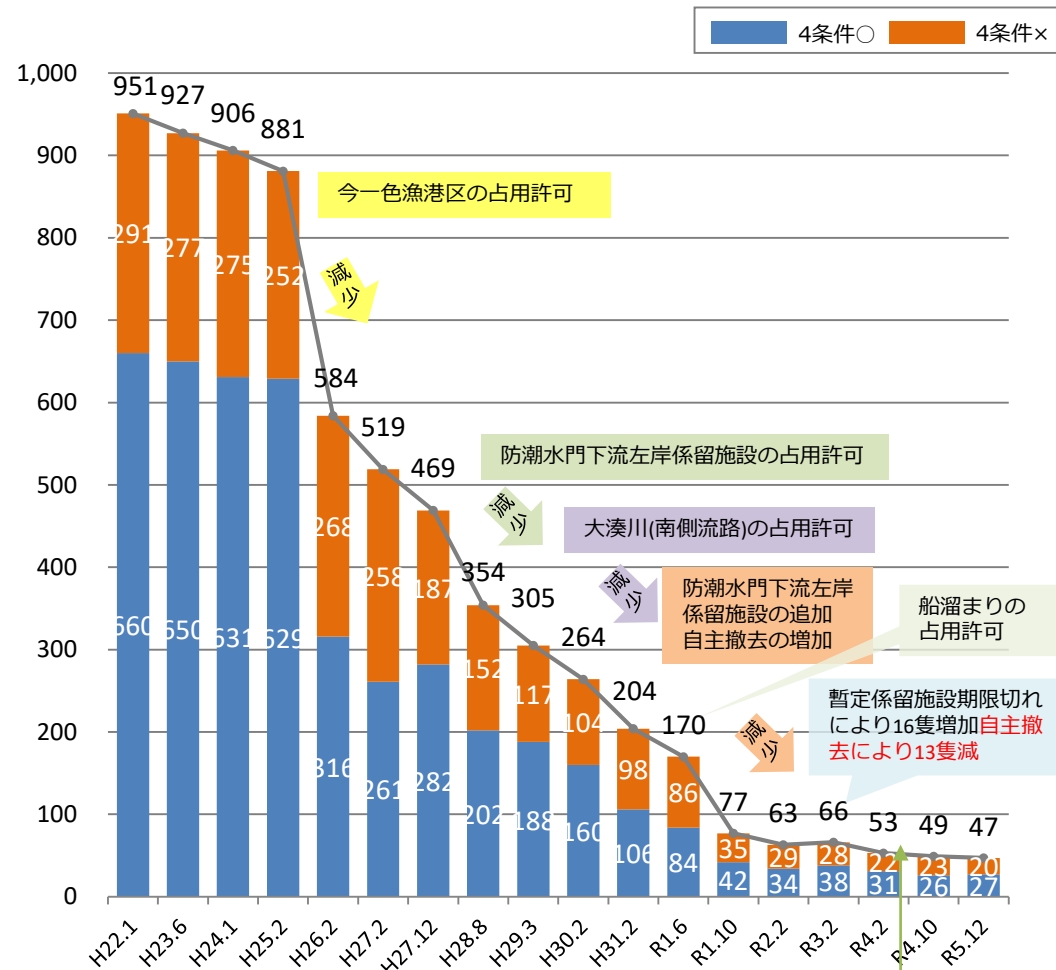
凡例

協議会対象区域における国管理区間

協議会対象区域における県管理区間

※一時係留船舶は除く

▼不法係留船舶数の変動 (H22~R5)



不法係留船舶数

(47隻)

4条件○

(27隻)

4条件×

(20隻)

一色大橋右岸上下流にて行政代執行を前提とした撤去指導による減

報告事項 | 係留対象船舶数について

▼ 現在の状況（令和5年12月時点）

係留が認められる施設（空き状況）

現状施設	占有済	現状施設	
		施設名	数
		⑤今一色漁港区 ※基本的に漁船のみ	0
		⑨防潮水門下流（左岸）	0
		⑩一色大橋下流（左岸）	0
		②大湊川北側流路 ※基本的に漁船のみ	1
		⑪神社港（海の駅）	0
		⑦一色町地先船溜まり	0
	未占有	（④大湊川（五十鈴川合流点））	（35）
		（⑥一色町物揚場施設）	（5）
		小計	1
民間マリーナ		①ゴーリキ	6
		③マリーナ伊勢	3
		⑧秀英工業	0
		⑫株式会社プレア	0
		小計	9
		合計	10

課題有り

係留総船舶数（実際の係留数）（47隻）

内訳	数	隻数
4条件○		（27隻）
4条件×		（20隻）

受け皿施設への対象船舶とする4条件

- ①漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）
- ②所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
- ③漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。
- ④上記に該当しても、平成28年8月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。

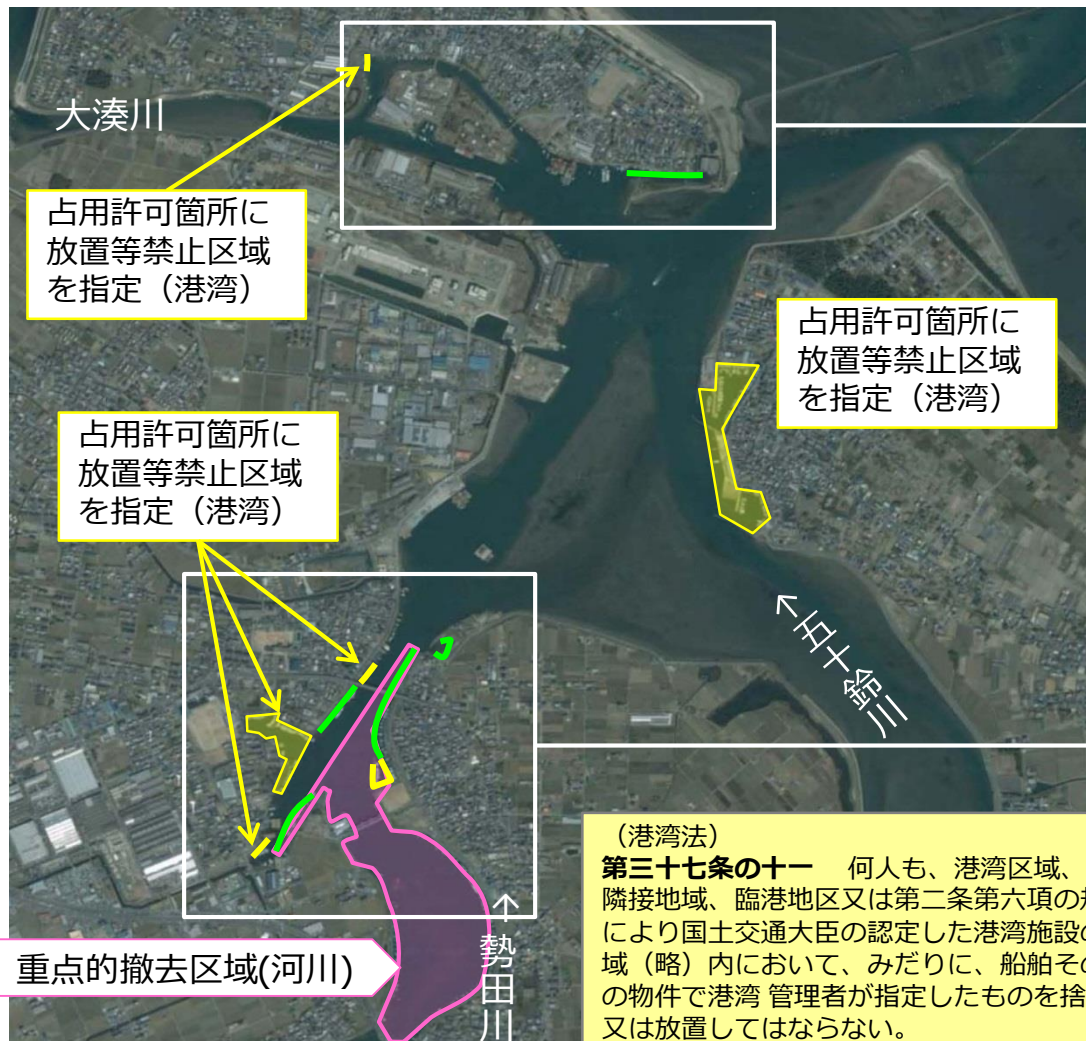
依然として、係留数に対して空き状況が不足している状況が続いている。

※直近の確認時における数であり、現状とは異なる可能性があります。

報告事項 | 規制の方針(港湾)

▼ 放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定



(港湾法)
第三十七条の十一 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(略)内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

凡例

- 黄色い四角: 放置等禁止区域に指定済み
- 緑色の四角: 占有許可予定状況を鑑み放置等禁止区域の指定を検討します

報告事項 | 広報関係

▼ホームページ・マスコミ報道

三重河川国道事務所及び三重県伊勢建設事務所のホームページに協議会の活動（お知らせや開催結果）を随時掲載し、マスコミに投げ込み

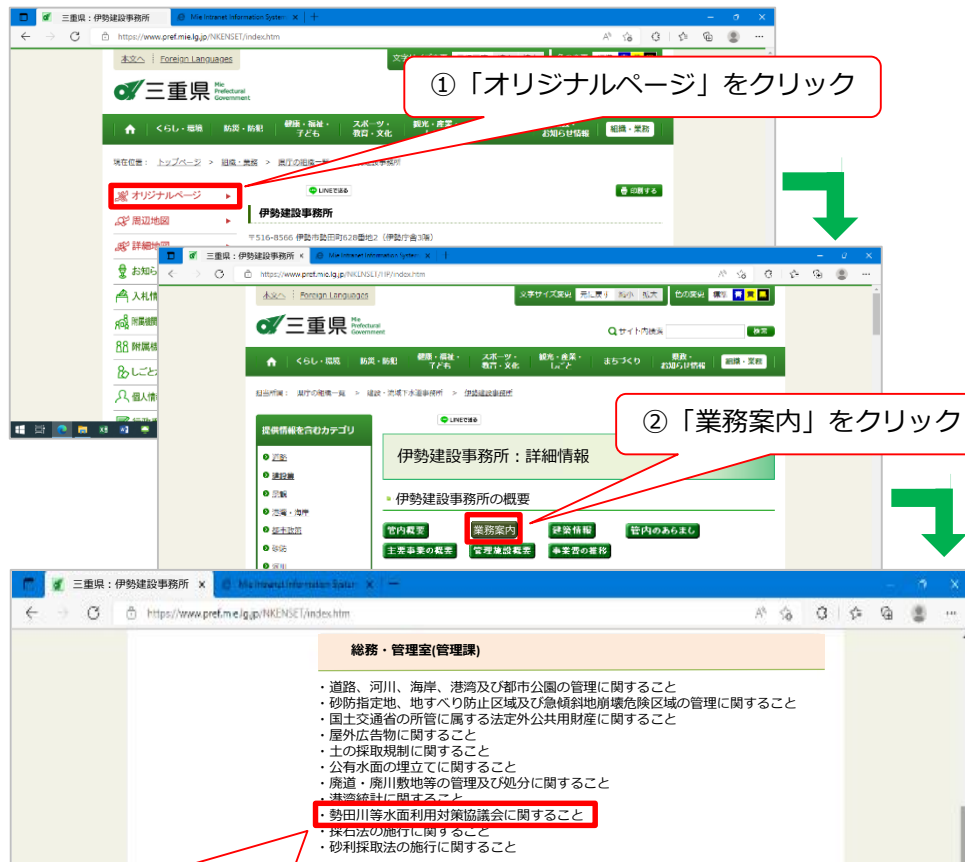
三重河川国道事務所ホームページ



① トップ画面「河川のこと」をクリック

② 「勢田川等水面利用対策」をクリック

三重県伊勢建設事務所ホームページ



① 「オリジナルページ」をクリック

② 「業務案内」をクリック

③ 「勢田川等水面利用対策協議会に関する事」をクリック

令和3年12月16日 中日新聞 19面 三重総合版

所有者不明の栈橋撤去完了

伊勢・勢田川で河川国道事務所



不法設置された栈橋を撤去する業者＝伊勢市の勢田川で

三重河川国道事務所は十六日、伊勢市の勢田川に不法設置されている栈橋一基を撤去した。勢田川の国管理区域での、所有者不明栈橋の撤去作業は完了した。同事務所によると、勢田川にはかつて、河川法で定められた手続きを取っていない不法係留船約九百五十隻と、乗り込むための数百の栈橋が、存在していたという。二〇〇九年、地元自治会や漁業関係者、行政などが中心となり、不法係留船をなくすことを目標に掲げた協議会が発足し、所有者への指導や撤去、係留施

報告事項 | 係留対象船の減 船舶の撤去対策(国管理区間)

▼係留船舶(棧橋)への移動要請(前回以降の主な実績)

■対象：防潮水門下流左岸 季節係留(冬場だけの係留)船舶1隻、棧橋1基

■移動要請を実施



所有者より、現在係留場所(防潮水門下流左岸)及び「一色大橋上流左岸」 合計2か所の占用及び係留希望の申し出あり →第18回協議会(R5.1.30開催)にて、申し出内容は不承認

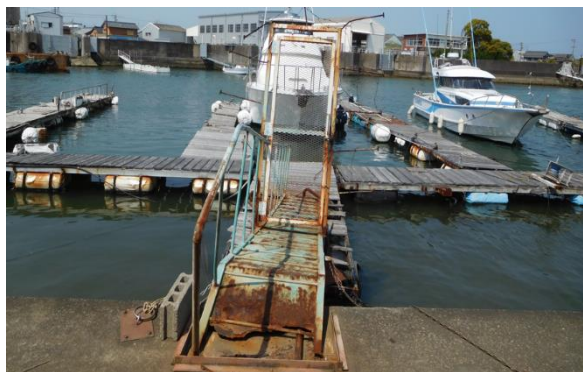


R5.3以降強制撤去措置を見据えた移動要請を実施 →R5.4 河川法に基づき指示書、口頭指導の継続



R5.9に自主撤去完了

防潮水門下流左岸



R5年4月3日



令和5年9月25日

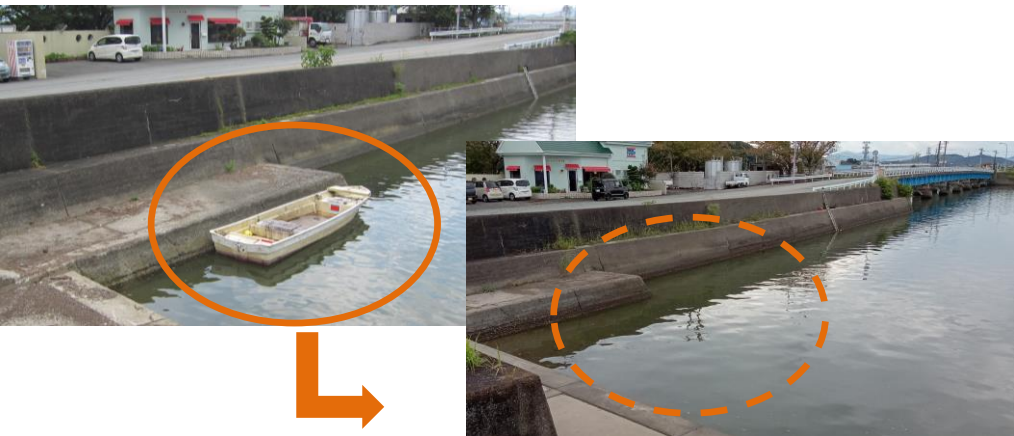
防潮水門下流左岸の不法状態が解消し、
国管理区間の不法係留船は解消
⇒再係留防止策として、係船環やブイを撤去
(令和5年12月完了)

報告事項 | 係留対象船の減 所有者不明船舶の撤去(県管理区間)

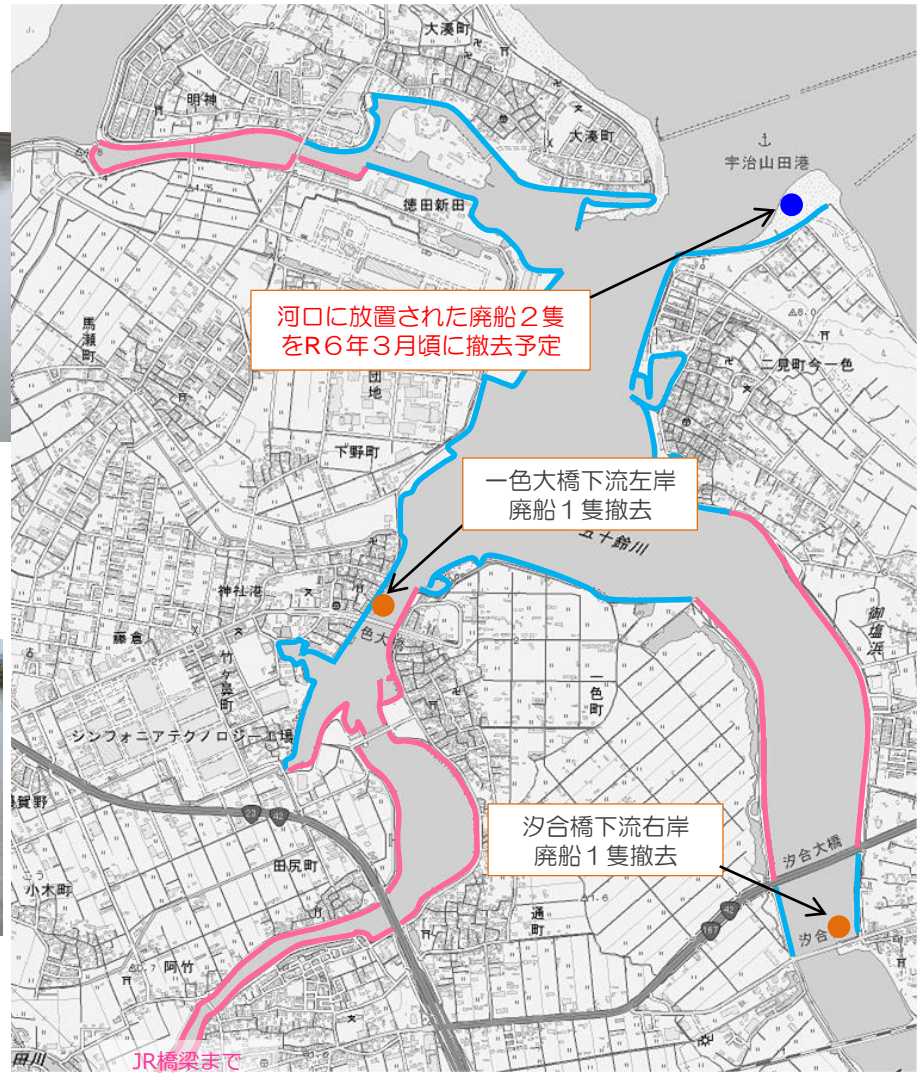
▼港湾区域における所有者不明船（廃船）の撤去（前回以降の主な実績）



一色大橋下流左岸【令和5年3月に廃船撤去済み】



汐合橋下流右岸【令和5年9月に廃船撤去済み】



凡例 → 協議会対象区域における国管理区間 協議会対象区域における県管理区間

引き続き調査を実施し、港湾施設への影響等を踏まえ必要に応じて順次撤去を検討していきます。

報告事項 | 現状の課題1 一色大橋上流左岸の状況

▼現況：前回協議会で係留場所として不承認となった2箇所の内、防潮水門下流左岸の栈橋は撤去され船舶は移動したが、一色大橋上流左岸の栈橋は未だ撤去されていない。

経緯と対応方針

栈橋の管理者に対して継続的に撤去指導を行っており、管理者からは移動して別の場所で使用する旨の回答を得ているが、具体的な時期等が示されていない状況である。R6年度は所有者の特定を進めるとともに、撤去指導を強化し完全撤去を目指す。

撤去状況の確認及び移動要請

※対面指導に基づき自主撤去を促す

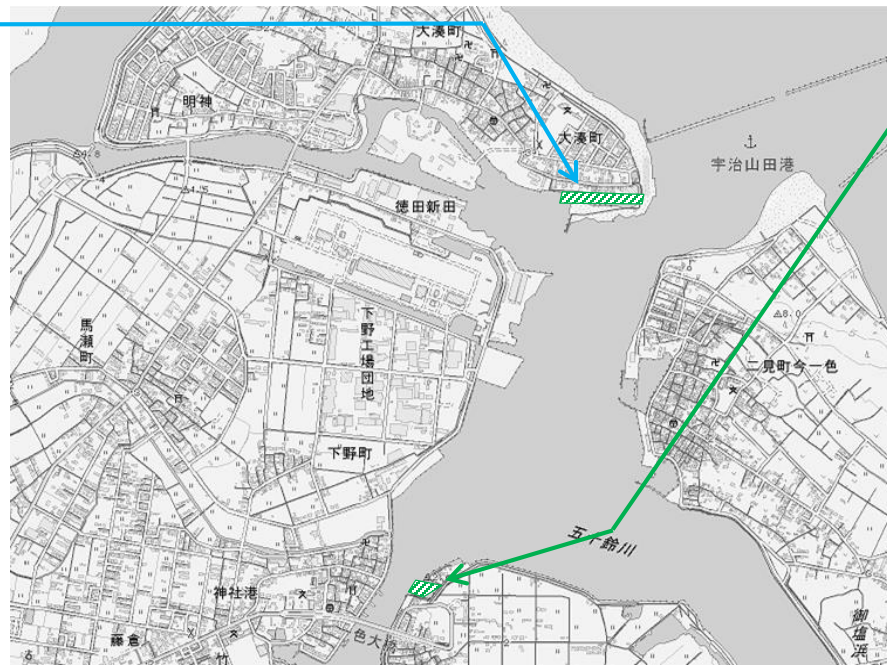
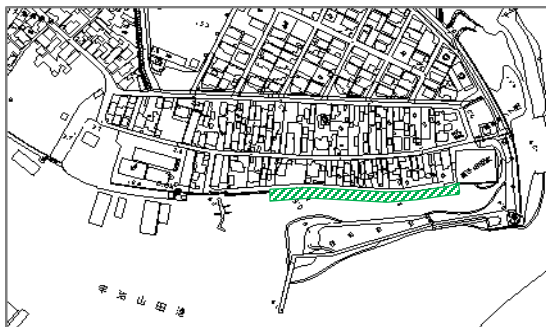
注意書送付・警告書送付

指示書交付



▼ 占用主体の決定に向けて手続きを進める箇所【候補地④⑥】

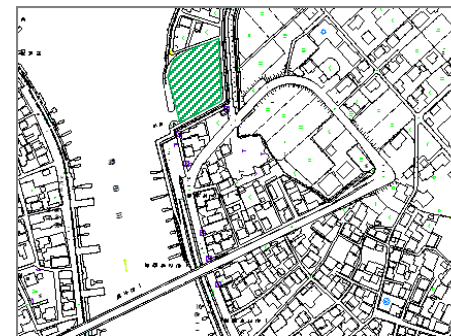
④大湊川(五十鈴川合流点側)



凡例

今回占用主体を決定する箇所

⑥一色町物揚場施設



【課題】 ④大湊川(五十鈴川合流点側)
アクセス通路及び駐車場の確保が必要
→行政での整備不可 (課題解消に向け
占用候補者と調整中)

調整により占用主体が
決定できない場合は...

【課題】 ⑥一色町物揚場施設
水深が浅く浚渫が必要
→行政での浚渫不可 (調整は困難)

公募手続き等により占用主体 (管理者) の募集に向け進めていく。
※現状のまま活用、または課題解消は応募者が行うことを条件とする
→結果、占用主体 (管理者) が決定しない場合は、移動要請を行う。

報告事項 | スケジュール

